

令和5年度 さいたま市立浦和別所小学校いじめ防止基本方針

さいたま市立浦和別所小学校

I はじめに

いじめから一人でも多くの子どもを救い、本校の全ての児童に、心の通う対人関係を構築できる社会性を育み、集団全体にいじめを許容しない雰囲気をつくるために、「いじめは絶対許されない」「いじめは卑怯な行為である」「いじめは、どの学校でも、どの学級でも、どの児童にも起こり得る」「いじめは全ての児童生徒に関する問題である」という意識を高くもち、全児童が明るく楽しい学校生活を送ることができるようにするため、「さいたま市立浦和別所小学校いじめ防止基本方針」を策定した。

II 本校のいじめの問題に対する基本姿勢

- 1 「いじめは絶対に許されない」という意識を高くもつ。
- 2 いじめられている児童は最後まで徹底して守り通す。
- 3 児童と児童、児童と教職員の間に、共感的な人間関係を築く。
- 4 いじめの未然防止・早期発見・早期対応に努めるとともに、いじめの問題について、保護者・地域・関係機関との連携を深める。
- 5 本校の教職員がいじめを発見し、または相談を受けた場合は、速やかに、いじめ対策委員会に当該いじめに係る情報を報告し、学校の組織的な対応につなげます。
- 6 本校の特定の教職員がいじめに係る情報を抱え込まず、学校が一丸となって組織的に対応する。
- 7 いじめる児童に対し、人格の成長支援の観点に立ち、毅然とした態度で指導する。また、いじめる児童が抱える問題を解決するため、全職員の共通理解、保護者の協力、心理や福祉等の専門性を生かした支援や関係・専門機関との連携を図る。
- 8 学校の教育活動全体を通じて、特別支援教育、国際教育、人権教育の充実を図り、児童への指導を組織的に行う。

III いじめの定義（「いじめ防止対策推進法」第2条）

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場にたって組織で行う。

また、「けんかやふざけ合い」であっても、見えないところで被害が発生している場合もあることから、背景にある事情を確認し、児童の感じる被害性に着目し、いじめに該当するか否かを適正に判断する。

さらに、いじめは単に謝罪をもって安易に解消することはできないことから、いじめが「解消している」状態を少なくとも次の2つの要件が満たされているものとする。

1 いじめに係る行為が止んでいること

被害児童に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも

も3か月を目安とする。

2 被害児童が心身の苦痛を感じていないこと

被害児童がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないことが認められること。被害児童本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

IV 組織

1 いじめ対策委員会（「いじめ防止対策推進法」第22条）

- (1) 目的：学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため
- (2) 構成員：校長、教頭、教務主任、生徒指導主任、各学年生徒指導担当、教育相談主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、学校地域連携コーディネーター、PTA会長、学校評議員、学校関係者評価委員
※必要に応じて構成員以外のスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、警察官経験者など構成員以外の関係者を招集し、対応する。
- (3) 開催：ア) 定例会（各学期1回程度開催）
イ) 校内委員会（生徒指導委員会等と兼ねて開催）
ウ) 臨時委員会（必要に応じて、必要なメンバーを招集して開催）
- (4) 内容：いじめ対策委員会は、本校が組織的かつ実効的にいじめの問題に取り組むに当たって中核となる役割を担う。具体的には、次に掲げる役割が挙げられる。

【未然防止】

- ・いじめの未然防止のため、いじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりを行う
- ・児童や保護者・地域に対する情報発信と意識啓発、意見聴取

【早期発見・事案対処】

- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受ける窓口となる
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や児童の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や児童間の人間関係に関する悩みを含む。）が合った時には臨時委員会を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係児童に対するアンケート調査、聴きとり調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う
- ・いじめの被害児童に対する支援・加害児童に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する
- ・重大事態への対応

【いじめ防止基本方針に基づく各種取組】

- ・いじめ防止基本方針における年間計画に基づき、いじめの防止等に係る校内研修を複数回企画し、計画的に実施し、教職員の共通理解と意識啓発を図る。
- ・いじめ防止基本方針が本校の実情に即して適切に機能しているかについて点検を行い、いじめ防止基本方針の見直しを行う（PDCAサイクルの実行を含む）

2 子どもいじめ対策委員会

- (1) 目的：いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、自分たちでできることを主体的に考え、行動するとともに、いじめを許さない集団やいじめが起きない学校を作ろうとする意識を高め、いじめの防止等の取組を推進する。
- (2) 構成員：計画委員会委員長、計画委員会副委員長、計画委員会書記、計画委員、各委員会委員長
- (3) 開催：ア) 定例会（各学期1回程度開催）
イ) 臨時会（必要に応じて開催）
- (4) 内容：ア) いじめ撲滅に向けた話し合いを主体的に行う。
イ) 話し合いの結果を学校に提言する。
ウ) 提言した取組を推進する。
エ) いじめの未然防止に向けた児童の主体的な取組を推進するため、計画委員や各委員会の委員長が集まる話し合いを開催する。

V いじめの未然防止

いじめに向かわない態度・能力の育成等のいじめが起きにくい・いじめを許さない環境づくりのために、年間の学校教育活動全体を通じて、以下の「浦和別所小学校いじめ防止プログラム」を行う。

プログラム1 道徳教育の充実

- 「いじめをしない、許さない」資質を育むために、あらゆる教育活動の場面において、道徳教育に資する学習の充実に努め、道徳教育推進教師を中心に、全教師の協力体制を整える。
- 特別の教科道徳の本校の重点内容項目「礼儀」「親切、思いやり」「規則の尊重」と関連付けて、道徳教育全体計画に基づき、適宜指導を行う。

プログラム2 「いじめ撲滅強化月間」の取組

- 実施要項に基づき、以下のすべての内容について取り組む。
 - ア) 児童生徒啓発ポスターを活用した、各学級でのいじめ撲滅に向けたスローガンづくり
 - イ) 各学級スローガンのまとめ掲示の作成
 - ウ) 計画委員会による、いじめ撲滅を目指したキャンペーン（あいさつ運動）の展開
 - エ) 校長等による講話
 - オ) 「いじめ防止指導事例集」を活用する等、いじめの未然防止に向けた学級担任等による指導
 - カ) 学校だよりやPTA広報誌による家庭や地域への広報活動
 - キ) なかよしアンケートの実施

プログラム3 人間関係プログラム

- (1) 「人間関係プログラム」の授業を通して
 - 毎学期初めに3時間、「構成的グループエンカウンター」等のエクササイズを実施することにより、あたたかな人間関係を醸成する。

○「相手が元気の出る話の聴き方・相手が元気の出ない話の聞き方」等のロールプレイを繰り返し行うことにより、人との関わる際に必要となるスキルの定着を図り、いじめの未然防止に取り組む。

(2) 直接体験の場や機会を通して

○教育活動全体を通して、意図的・計画的に「人間関係プログラム」の授業で学んだスキルを活用する直接体験の場や機会をつくり、定着を図ることで、いじめのない集団づくりに努める。

(3) 「人間関係プログラム」に係る調査結果を生かして

○各学級担任が、学級の雰囲気やスキルの定着度を的確に把握し、あたたかな雰囲気を醸成するとともに、いじめのない集団づくりに努める。

プログラム4 「いのちの支え合い」を学ぶ授業

○児童が、相談することの大切さを理解し、相談のスキル、悩みやストレスへの対処法などを身につけるようにさせる。特に、いじめは、いじめられていても本人がそれを否定する場合が多々あることを踏まえ、友だちの代わりに自分が信頼できる大人に相談することができるようにする。(1年生～6年生で実施予定。)

プログラム5 メディアリテラシー教育

(1) 「スマホ・タブレット教室」の実施

○児童の情報活用能力の向上を図り、安全に正しくインターネットや携帯電話を使うことができる力を身につけさせ、いじめの未然防止に努める。

○5年生で11月25日(金)に実施予定。

プログラム6 保護者との連携

(1) いじめは絶対に許されないことについて、学校と連携して指導する。

(2) 子どもとコミュニケーションを図り、子どもの些細な変化を見逃さないように努める。

(3) 子どもに基本的な生活習慣を身に付けさせ、心の安定を図る。

プログラム7 あいさつ週間

○6月、9月、11月、1月の計4回実施し、明るいあいさつのできる学校、和やかな雰囲気作りに取り組む。

○年間を通して全児童があいさつ運動に参加できるようにし、自ら人と関わろうとする態度をはぐくむ。

プログラム8 なかよしタイム(異年齢集団活動)の活動を通して

○縦割り班によるなかよしタイムの活動を通して、様々な年齢の人と関わる機会を充実させる。

○なかよし集会、なかよし昼食等の活動を通して、様々な人と仲を深める。

VI いじめの早期発見（アセスメント・状況把握）

1 日頃の児童の観察

○早期発見のポイント

- ・児童のささいな変化に気付くこと。
 - ・気付いた情報を共有すること。
 - ・情報に基づき、速やかに対応すること。
- (1) 朝の健康観察：一人ひとりの表情を確認しながら、呼名による朝の健康観察の徹底 等
- (2) 授 業 中：姿勢、表情、視線、忘れ物、教科書・ノート等の落書き、隣と机が離れている 等
- (3) 休 み 時 間：一人ぼっち、「遊び」と称してのからかいの様子が見られる 等
- (4) 給 食 時 間：班から机を離して食べる、食欲がない、極端な盛り付け、当番を押し付けられる 等
- (5) 登 下 校 時：一人ぼっち、荷物を持たせられる 等

2 「心と生活のアンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：4月、9月、1月（年3回） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) 結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、記録をとり保存する。必要に応じて保護者に連絡を行う。学年・学校全体で情報共有する。

3 「なかよしアンケート」及び「生活アンケート」の実施及び結果に応じた面談の実施

- (1) アンケートの実施：6月（年1回程度） ※必要に応じて実施する。
- (2) アンケートの結果：学年・学校全体で情報共有する。
- (3) 結果の活用：アンケート結果に応じて、児童と面談を行う。面談した児童について、学年・学校全体で情報共有する。

4 毎月の「いじめに係る状況調査」の報告

- (1) 毎月末に、いじめに係る状況調査を学年全体で確認し、毎月の「いじめに係る状況調査」に反映させる。
- (2) いじめを認知したときには、「いじめに係る対応の手引き」に基づき対応する。

5 教育相談週間の実施

- (1) 年間3回、「心と生活のアンケート」及び「なかよしアンケート」を実施した同じ週に、教育相談週間を設定する。
- (2) 保護者が相談を行うことのできる体制づくりに努める。
- ①教育相談だよりの発行
 - ②さわやか教育相談室の充実

③他の教育機関（白幡中教育相談室・内谷中教育相談室・岸町教育相談室等）との密な連携

6 保護者アンケートの実施

- (1) アンケートの実施：12月（年1回実施） ※必要に応じて実施する。
- (2) 結果の活用：管理職・生徒指導部で情報共有し、すぐに対処する。

7 地域からの情報収集

- (1) 民生委員・主任児童委員：問題発生時だけでなく、日頃から連絡を密にしておく。
- (2) 防犯ボランティア：登下校指導時に職員と情報交換を行うなど、日頃から連絡を密にしておく。
- (3) 学校評議員・学校関係者評価委員：情報を絶えずフィードバックしていただくように、日頃から連絡を密にしておく。
- (4) 校庭開放委員：校庭開放の運営について、スポーツ少年団との児童の情報交換を行うなど、日頃から連絡を密にしておく。

VII いじめの対応

いじめやいじめの疑いがあるような行為を発見したり、情報を把握したりしたときは、「いじめに係る対応の手引き」に基づき、対応する。

- 校長は、情報を集約し、組織的な対応の全体指揮を行う。
構成員を招集し、いじめ対策委員会を開催する。
- 教頭は、校長を補佐し、適切に情報の収集・整理に努める。
- 教務担当は、校長・教頭を補佐し、学年・学級担任との連絡調整を行う。
- 担任は、事実の確認のため、情報収集を行う。
いじめられた児童やいじめを知らせてきた児童の安全を確保する。
いじめた児童に、自らの行為の責任を自覚させるための指導を行う。
- 学年主任は、学年児童から情報収集を行うとともに、整理し校長・教頭に報告する。
- 生徒指導主任は、児童の情報を把握できる体制づくりをする。
児童の情報を全教職員に共通理解を図るための体制を整備する。
校内・校外のコーディネーターとして、関係者間の連絡・調整を図る。
- 教育相談主任は、教育相談を随時受けることができる体制を整備し、児童の情報を把握するとともに、情報提供を行う。
- 特別支援教育コーディネーターは、問題の背景に障害が要因として考えられないか、情報収集を行う。
- 養護教諭は、児童保健室利用の状況や過去のけが・疾病の情報収集を行うとともに、児童との信頼関係に基づく教育相談を実施する。
- 保護者は、家庭において、子どもの様子をしっかりと把握し、異変を感じた時は、ただちに学校と連携する。
- 地域は、いじめを発見し、又はいじめの疑いを認めた場合には、学校等に通報または情報の提供を行う。

う。

○スクールカウンセラーは、情報の提供及び専門的な立場から、アセスメントに基づく支援の指導助言や児童へのカウンセリング等を行う。

○スクールソーシャルワーカーは、情報の提供及び専門的な立場から、児童の環境に働きかけるプロセスにおける連携、仲介、調整等を行う。

※本校の特定の教職員が、いじめに係る情報を抱え込み、学校いじめ対策組織に報告を行わないことは、いじめ防止対策推進法第23条第1項の規定に違反し得ることから、学校の教職員がいじめを発見し、又は相談を受けた場合には、速やかに、本校いじめ対策委員会に対し、当該いじめに係る情報を報告し、「児童生徒の心のサポート 手引き いじめに係る対応」に基づき、学校の組織的な対応につなげていく体制を整備する。

Ⅷ 重大事態への対応（「いじめ防止対策推進法」第28条）

○生命・心身に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合には、「いじめ防止対策推進法」、「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成29年3月改定 文部科学大臣決定）、「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」（平成29年3月文部科学省）、「さいたま市いじめ防止対策推進条例」、「さいたま市いじめ防止基本方針」、及び「いじめに係る対応の手引き」等に基づいた対応を確実に行う。

○重大事態について

ア) 「生命・心身に重大な被害が生じた疑い」

- ・児童が自殺を企図した場合
- ・身体に重大な障害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

イ) 「相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合」

- ・年間30日を目安とする。
- ・一定期間連続して欠席している場合は、迅速に調査に着手する。

○児童又は保護者からの申し立ては、学校が把握していない極めて重要な情報である可能性があることから、いじめられて重大事態に至ったという申し立てがあったときは、次の対応を行う。

ア) いじめ対策委員会で、いじめの疑いに関する情報の収集と記録、共有を行う。

イ) 校長は、いじめの事実の確認を行い、結果を教育委員会に報告する。

※教育委員会が、重大事態の調査の主体を判断

＜学校を調査主体とした場合＞

- 1 学校は、直ちに教育委員会に報告する。
- 2 学校は、教育委員会の指導・支援の下、学校の下に、重大事態の調査組織（いじめ対策委員会を母体とした）を設置する。
- 3 学校は、いじめ対策委員会で、事実関係を明確にするための調査を実施する。
- 4 学校は、いじめを受けた児童及びその保護者に対して、情報を適切に提供する。
- 5 学校は、調査結果を教育委員会に報告する。

6 学校は、調査結果を踏まえた必要な措置を行う。

＜教育委員会が調査主体となる場合＞

1 学校は、教育委員会の指示の下、資料の提出など、調査に協力する。

IX 研修

いじめの未然防止（「人間関係プログラム」の研修を含む）、早期発見・早期対応、インターネットを通じて行われるいじめへの対応等、教職員のいじめに対する意識や対応力を高める研修を計画的に行う。

1 職員会議

- (1) 学校いじめ防止基本方針の周知徹底：毎年4月最初の職員会議の際に、本方針を全教職員で周知徹底する。
- (2) 取組評価アンケートの実施：年間1回（12月）に実施する。
- (3) アンケート結果の検証：結果をまとめ、全教職員で情報共有を行う。
- (4) 子どもいじめ対策委員会からの報告：児童の中からの情報を整理し、全教職員で情報共有を行う。

2 校内研修

- (1) 「わかる授業を進めること」
 - 授業規律：授業の開始・終了時間の徹底を図り、たがいに違いを認め合い、支えあい、学び合う姿勢を大切にする。
- (2) 指導力の向上に係る研修
 - 多様な考え方や工夫の仕方を互いに学び合うなど、学び方を学ばせるような研修を行う。
 - 個別指導やグループ別指導、学習内容の習熟の程度に応じた指導、児童の興味・関心等に応じた課題学習、補充的な学習や発展的な学習、繰り返し指導など、個に応じたきめ細やかな指導方法の研修を行う。
 - 補助簿を工夫したり、自己評価・相互評価を活用したりするなどして、一人ひとりを生かすよう学習の状況や成果を継続的、総合的に把握し、指導と評価の一体化を図る研修を行う。
- (3) 生徒指導・教育相談に係る研修
 - 児童理解等：ア) 全教職員の中で児童理解を深め、情報管理に留意しつつ必要に応じて児童の顔を把握できるようにする。
イ) 定例の生徒指導・教育相談委員会で情報共有するとともに、必要に応じてケース会議を設けて児童理解を図る。
 - いじめの問題に関する研修：4月、夏季休業中等に全教職員でいじめの防止等のための対策に関する資質能力の向上を目指して行う。
- (4) 特別支援教育、国際教育、人権教育の充実に向けた研修を夏季休業中等に実施する。
- (5) 情報モラル研修：4月の年度当初と夏季休業中に研修を行う。
- (6) 「ネットいじめ」に係る研修の実施

ア) ねらい：「ネットいじめ」等に、迅速かつ適切に対応するため

イ) 回数：年に1回（8月） ※必要に応じて実施する。

ウ) 情報教育部と連携して、児童生徒の実態や発達段階に応じて、内容を検討する。

(7) いじめに関する校内研修の開催時期（予定）：

- ・ 4月：いじめ防止基本方針の共通理解に関する研修
- ・ 5月：児童理解等に係る研修
- ・ 7月：人権教育の充実に係る研修
- ・ 8月：生徒指導に係る伝達研修、いじめ防止の指導に関する研修
特別支援教育、国際教育、ネットいじめ、情報モラルに係る研修
ゲートキーパーフォローアップ研修

X PDCAサイクル

より実効性の高いいじめの防止等の取組を実施するため、学校基本方針が、学校の実情に即して機能しているかをいじめ対策委員会を中心に点検し、必要に応じて見直す、というPDCAサイクルを行う。

1 年間の取組についての検証を行う時期（PDCAサイクルの期間）の決定

(1) 検証を行う期間：各学期とする。

2 「取組評価」、いじめ対策委員会の会議、校内研修等の実施時期の決定

(1) 「取組評価」の実施時期：7月、12月、2月。

(2) いじめ対策委員会の開催時期：5月17日（火）、11月16日（水）、1月26日（木）。